

Technical Regulation 2021



2021年度 マツダファン・エンデュランス (マツ耐) 車両規定

1. 車両

マツダファン・エンデュランス (通称: マツ耐) に参加できる車両は、JAF 国内競技車両規則第3編および車両規定第7章スピードB車両規定および第9章スピードD車両規定に従ったものでなければなりません。また、当規定に定められていない項目は全て当初のままで、変更および改造は一切許されません。

2. 純正部品

- 1) 国内向け仕様として生産者から出荷された状態のもので、無修正のもの指す。
- 2) メーカーおよびディーラーオプション (マツダスピード製品を含む) は純正部品に含まれない。
- 3) 車の通称名が同一で型式が同じ場合のみ、異なるグレード (機種) に設定されている部品を純正部品として使用することが認められる。
- 4) 車の通称名が同一で型式が同じ場合であっても、台数を限定して販売された車両または当初から装着自動車として持ち込み登録された車両にのみ設定されている部品は、純正部品として扱われる。また当初からであっても、この部品を使用することは純正部品を交換した、もしくは追加で装着した車両と判断する。
- 5) 使用する全ての純正部品の修正・加工は許されない。ただし、当規定に定められた部品の装着に伴う最小限の加工・削除のみ許される。
- 6) 同一車種で同一型式車両に当該部品が装着されていないものがある場合を除き、規定で許された部品の交換・取付等の理由が伴わない純正部品の取外し・削除は認められない。

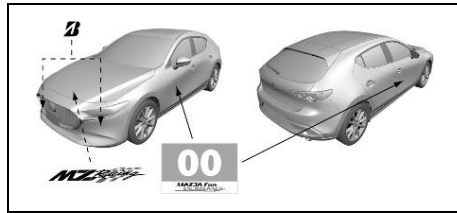
3. 交換・追加部品

車両への追加装着および純正部品から交換できる部品は、全て保安基準に適合している車検対応部品で行い、その取り付け方法を、すべて道路運送車両の保安基準に従ったものであること。また、追加および交換できる部品の範囲は各クラスの改造規定に従うこととし、改造の詳細は参加申込書に全て明記すること。申告に無い改造を技術委員長が見つけた場合には、車両規定違反として失格とする。

4. 参加車両

- 1) 参加車両はナンバー (登録番号) を有する国内向け仕様のマツダ車両であること。ただし、自動車検査証の有効期限の切れている (仮ナンバーを含む) マツダ車両については、車両の使用者の責任において道路運送車両の保安基準に適合させた状態とし、B-Sports が特に認めた場合限り、賞典外での参加が認められる。
- 2) 特に認めた場合を除き、自動車検査証記載事項の変更および構造検査の手続きが必要な改造 (エンジン異種交換、駆動系の変更等) は禁止する。また、燃料タンクの加工や変更、燃料の給油量を増やす可能性のある改造 (コネクタ・タンクの追加等) も禁止する。ただし、株式会社マツダ e&T が装着準備し持込登録された装着自動車に限り、そのベース車両クラスでの参加が認められる。
- 3) 座席およびシートレールは車検対応品に限り変更が認められる。競技中において乗車定員分の座席を有すること。ただし、ロールバーを取り付けることを目的に乗車定員数を変更することが認められる。(各運輸支局等において乗車定員変更のための構造等変更検査の手続きを行うこと)
- 4) 4点式以上の安全ベルトを追加装着することを強く推奨する。装着する場合は必ず、JAF 国内競技車両規則第3編第7章第1条3「安全ベルト」および第4編付則「ラリー競技およびスピード競技における安全ベルトに関する指導要綱」に従うこと。ただし、追加装着した場合でも、既設の安全ベルト (3点式等) を変更、取り外してはならない。また、4点式以上の安全ベルトを追加装着し正しく機能させるために、競技中のみ、後部座席の最小限の部品を取り外すことが認められる。
- 5) 近接排気騒音が103dB以下 (平成10年11月以降製造車は96dB以下) でなければならぬ。
- 6) オイルキャッチ装置を取り付ける場合、その取り付け方法は、針金やテープなどによる暫定的なものであってはならない。また、容器はプラスチック、あるいは透明な窓を備えたものでなければならぬ。ブローバイガス還元装置は当初の機能を有すること。(大気解放は許されない)
- 7) バッテリーは自動車用の他のものへ変更することができる。また、車室内を除き堅固に固定することを条件に搭載位置を変更することができる。ただし、トランク部への搭載位置変更は、隔壁に加えてバッテリーボックスを設置すること。

- 8) 大会期間中を通じ、車両 (燃料、潤滑油、冷却水などの液体、競技中でも使用するカメラや記録装置等の付属品を全て搭載した状態) とドライバー (ドライバーの装着品を全て着用した状態で、登録されたいずれのドライバー1名) を含めた重量が、当該車両の基準重量から、NORMAL系クラスはそれぞれ上、TUNED系クラスは50kg以上であること。ただし、車種「オープン系」の改造範囲 TUNEDクラスは100kg以上であること。基準重量は、JAF 登録車両は JAF 国内競技車両規定に掲載の登録車両 (車両型式) カタログ記載重量・タイヤ一覧表に記載の値とし、それ以外の車両については車種カタログに記載された車両重量の最低値もしくは当初の車検証の値とする。構造変更により当初の車検証から重量が変わっている場合は、当初の重量が証明できる書類を携帯すること。
 - 9) 6点式以上のスチール材のロールバーの取り付けを強く推奨する。4点式以上のスチール材のロールバーを取り付けていないオープンカーは、ルーフを閉じた状態で走行しななければならない。
- 1) 前後にけん引用穴あきブラケット (ケーブルフープ式も許される) を備えなければならない。車両が砂地に停車したときでも使用可能な位置に取り付けられなければならない。新たにけん引用穴あきブラケットを装着する場合には、JAF 国内競技車両規則第3編第7章第1条1.7) 「けん引用穴あきブラケット」の規定に従うこと。
 - 1) フロント・リアボンネットまたはトランクリッドを変更し、純正のキャッチ (ストライカー) を使用しない場合には、少なくとも2個のファスナーを可能な限り離れた位置に取り付けること。また、ファスナーは外部突起に係る基準を満たすこと。
 - 2) 競技会当日に支給される競技用ゼッケン (前部左右ドア) および指定ステッカー (ボンネット先端) を、公式車検開始前までに以下の図の位置に貼付すること。また、窓などの視界を妨げる位置や、外部から容易に視認できない位置に貼付してはならない。



※プリズトン「Bマーク」のステッカーは、NORMALクラスのみ配布され、指定された位置に貼付が義務付けられる。

- 3) 障害者用運転装置を装着することができる。ただし、健康者は使用しないこと。
- 4) 車体まわりに追加・変更等する蓋然性が高く、安全の確保および公害の防止上支障がないJAF 国内競技車両規則第4編付則「アクセラリ」等の自動車部品 (追加メーター、エアロパーツ類を含む) の取り付け、取り外し、変更が許される。
- 5) 前部のナンバープレートを移設することができる。ただし、道路運送車両法に従った乗車前面部の見やすい位置に確実に取り付けること。また、競技中であっても取り外すことは許されない。
- 6) MAZDA Fan ENDURANCE 競技規定 6. 「ドライバーおよびチームの遵守事項 9」を満たせる性能があるエアロパーツを装着すること。エアロパーツの交換は自由とするが、NORMALクラスはホルトオンで装着できるものに限定。
- 7) 当該規定の2)、3)、1.6) に適合しない車両は、車種「オープン」系の改造範囲 TUNED クラスでのみ参加が認められる。ただし、車両の部品を変更または交換したり、いかなる部品も使用する場合には、車両の使用者の責任において道路運送車両の保安基準に適合させた状態とし、その他の車両規定にも常に適合するよう維持しなければならない。また、この規定で参加が認められる車両でも、燃料の給油量を増やす可能性のある改造は禁止する。
- 8) B-Sports が特に認めた場合限り、上記項目に該当しない車両での参加を賞典外で認める場合がある。また、上記項目に該当する車両であっても、B-Sports が参加に適さないと判断した場合には、特に理由を示すことなく出走を取り消す場合がある。

5. NORMAL クラス改造規定

- 1) NORMAL クラス参加車両は、以下の項目と同車両規定4. 「参加車両」で認められた場合を除き、同車両規定2. 「純正部品」のみを使用することを基本とする。

- 2) 点火装置
ハイテンションコードおよび点火プラグの変更は許される。また、アースングが当該型式車両用に設定された車検対応の修正オプション部品に限り、取り付けが許される。
- 3) コンピュータ
① 生産者のアップデートや純正 ECU への交換を除き、一切の変更および改造は許されない。また、各オナーナイザーや B-Sports が用意した診断機で情報が読み取れない場合や、最高速度が184km/h以上を計測した場合は、ECUの改造があるものとみなす。
② 電気的に諸装置を調整できる調整装置 (ECU 等のすべてのコンピュータ類のコントローラー、スピードリミッター解除装置を含む) の使用は許されない。
③ データロガーの使用は許されるが、ECU を任意にコントロールできる機能が含まれていないこと。
- 4) 吸・排気系統
① エアクリナーケース、配管の変更は許されない。エレメントの変更のみ許される。
② 吸気、排気マニホールド、触媒装置の変更は禁止する。マフラーの変更のみ許される。ただし、最終モデルの生産終了から8年以上が経過した車両については、当該型式車両用に設定された車検対応品に限り、触媒装置の変更が認められる。また、純正の触媒装置と排気マニホールドが一体化している車種については、排気マニホールドの変更も認められる。
③ 防熱装置 (ハンテージ等の装着) を施すことは許されない。

- 5) 駆動装置
クラッチディスク、クラッチカバーのみ、数および直径を除き変更することができる。
- 6) ブレーキ装置
パッド、ライニング、ローター、ホースの変更が許される。ただしローター径の変更は許されない。
- 7) サスペンション
① 純正形状のダンパー (減衰力調整は可、車高調整機構は不可)、スプリングの変更が許される。ただし、純正部品として車高調整機構が備わっている車両・機種 (ロードスターNR-A モデル等) については、当該純正部品の使用が認められる。
② アッパーマウントの変更は許されない。
③ 最終モデルの生産終了から8年以上が経過した車両については、アッパーマウントを含む、車高調整機構 (ネジ式、Cリング等) を併用ものに変更 (使用) することができる。ただし、それらの数、形式、作動原理は変更してはならず、別タイプのものに変更 (使用) することは許されない。
④ 片側キャンバー上限値をフロント-2.0° / リア-3.0° とする。

- 8) タイヤおよびホイール
① 使用タイヤは、純正装着タイヤもしくはプリズトン社製「POTENZA AdrenalIn RE004」、「POTENZA AdrenalIn RE003」、「ALENZA 001」、「iPlay」ブランド製品のいずれかとする。
② タイヤおよびホイールは、どのような場合でも車体と接触してはならず、車軸中心より前方30°、後方50°の範囲においてフェンダーからはみ出してはならない。また、オーパーフェンダー (片側10mm以上) の追加、フェンダーのツメ折加工は禁止する。
③ タイヤおよびホイールのサイズアップは、基準サイズから幅最大10mm、ホイール径を最大1インチまで、サイズダウンは数値による規制なく変更することが許される。基準サイズは、JAF 登録車両は JAF 国内競技車両規定に掲載の登録車両 (車両型式) カタログ記載重量・タイヤ一覧表に記載の値とし、それ以外の車両については車種カタログに記載された純正装着タイヤサイズ (メーカーおよびディーラーオプションは含まず) の最大値とする。オフセットは自由に変更することが許される。リム幅は自由とするが、タイヤメーカーが指定する適用幅の範囲内に納めること。
④ ホイールはスチール製、またはJWLまたはVIAマークのあるアルミ合金製のみにする。
⑤ 競技終了後も常にタイヤのいかなる部分のスリップサインも出てはならない。
⑥ タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等、一切の加工は許されない。
⑦ ホイールスペーサーの使用は禁止する。

- 9) ステアリングホイール
ステアリングホイール本体のみ変更が許される。エアバッグやステアリングスイッチ、スポークカバー等のその他部品の加工、変更は許されない。また、純正装着以外を使用したステアリング位置の調整は許されない。

- 10) 補強
ボルトオンで装着できるものに限り、タワーバー、スタビライザー、パフォーマンスバー等の補強バーの追加・変更が認められる。ただし、車室内で調整可能ではあってはならない。

6. TUNED クラス改造規定

- 1) TUNED クラス参加車両は、同車両規定4. 「参加車両」に常に適合した状態であれば、同車両規定2. 「純正部品」、3. 「追加・交換部品」に該当するいかなる部品を変更、追加、加工することが認められる (オープン・ロータリー) クラスに限り、ロータリーエンジンのポート方式の変更、ポート加工・拡大も可)。ただし、以下の項目には従うこと。
2) 排気系統
触媒装置は、当該型式車両用に設定された車検対応品に限り変更が認められる。
3) 過給装置 (ターボ、スーパーチャージャー)
① 当初から過給装置を設置した車両・機種 (限定車を含む) が無い車種クラスの場合、過給装置を新たに設置することは禁止される。もし、当該クラスで過給装置を新たに設置した場合、アクセラ系車種は「マツダスピードアクセラ」、それ以外の車種は「オープン」系、改造範囲 TUNED クラスでのみ参加が認められる。
② 当初から過給装置を設置した車両・機種 (限定車を含む) がある車種クラスの場合、過給装置を変更、新たに設置することが認められる。
4) タイヤおよびホイール
① 公道走行可能なラジアルタイヤとし、純正装着タイヤを除き、UTQG (Uniform Tire Quality Grading) の Treadwear Grades (トレッド摩耗指数) が200以上相当、国内販売が10サイズ以上のラインナップを有する製品であること。ただし、この基準を満たした製品であっても、B-Sports が競技の公平性や安全性に問題があると判断した場合には、猶予期間を持たず使用を禁止する必要がある。

※主に使用可能なタイヤ例

メーカー	ブランド	タイヤ名称
プリズトン	POTENZA	RE-71RS / S007A / AdrenalIn RE004
横浜ゴム	ADVAN	A052 / NEOVA AD08R / Sport V105
住友ゴム工業	DIREZZA	Z III / D2102
日本ゴッドイヤー	AZENIS	RT615K+
ヨーヨータイヤ	EAGLE	RS SPORT S-SPEC / REVSPEC RS-02
ミシュラン	PILOT	SPORT 4S / SUPER SPORT
クムホ	ECSTA	V720
ナンカン	Sportsnex	NS-2 / NS-20
ハンコック	Ventus	RS4 Z232 / V12 evo2 K120
MASA	ATR	SPORT 2 / SPORT
EPTIRES	Accelera	651SPORT (TREADWEAR200)

- ② タイヤおよびホイールのサイズは自由とし、保安基準に適合したホイールスペーサーの使用も認められるが、どのような場合でも車体と接触してはならず、車軸中心より前方30°、後方50°の範囲においてフェンダーからはみ出してはならない。
③ 車種「オープン・ロータリー」、「オープン・クラッシュ」の改造範囲 TUNED クラスを除き、オーパーフェンダー (片側10mm以上) の追加は禁止とするが、フェンダーのツメ折加工は認められる。
④ ホイールはスチール製、またはJWLまたはVIAマークのある軽合金製 (マグネシウム合金製を含む) のみにする。
⑤ 競技終了後も常にタイヤのいかなる部分のスリップサインも出てはならない。
⑥ タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等、一切の加工は許されない。

7. 統一解釈

本規定は道路運送車両の保安基準に適合し、参加者の必要性に応じて変更、改造の範囲を必要最小限に留めることで、日常の利便性を極力損なわず、廉価な車両で平等な条件下に、モータースポーツの真髄を堪能できることを目的として作成されたものであり、JAF 国内競技車両規則および当規則により規定されていない事項については、すべて改造、変更、取り付けが許されないと解釈しなければならない。また、参加者は本規則を遵守して参加することが前提であり、本競技会の車両検査の都合が一般公道における道路運送車両の保安基準に適合していることを保障するものではないと解釈しなければならない。本規則の解釈に万一疑義を生じた場合は技術委員長の解釈を以って最終とする。